

陳情番号	件名
第 15 号	親教育を目的とした、別居、離婚における子どもの権利保護の勉強会、周知を求めることについて
受理年月日	
2. 11. 13	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

相模原市において、親教育を目的とした「別居、離婚における子どもの権利保護」の勉強会を開き、市民へ周知、浸透が行われるように市に働きかけ~~て下さい~~。

るよう陳情致します。

陳情の理由

日本の別居、離婚家庭の子どもの環境は非常に深刻な状況であり、子どもの気持ちが悪くなりになっています。養育費の不払いによる子どもの貧困、別居や離婚しているからとの理由で親子が引き離される問題は、子どもの精神面や将来に大きな影響を与えます。

これらは、親の別居、離婚が子ども目線ではなく親目線で行われている現状が問題であり、子どもの環境や気持ちが二の次になっております。子どもは親の所有物ではありません。その原因は、子どもの権利についての認知不足であると言えます。日本は子どもの権利条約において、1994年4月に批准国として宣言しましたが、この条約がしっかりと理解、周知、尊重されていれば、親の別居、離婚があろうとも子どもの権利のもと、充実した福祉、利益が受けられるものです。

海外からの評価、指摘においてもその深刻さが伺えます。
2020年9月ユニセフ発表の「先進国の子どもの幸福度ランキング」。日本は総合20位(38カ国中)。精神的幸福度(生活満足度が高い子どもの割合、自殺率)37位と深刻な状況。
2019年3月にUNCRCから、児童の最善の利益、児童の意見の尊重、家庭環境、におきまして勧告を受けています。
2020年7月8日の欧州本会議からは、決議文におきまして、子どもの権利が保護されていないとの勧告を受けております。

主に理解、周知、尊重が不足している条項として、以下を挙げます。

第3条「子どもの最善の利益」(子どもにもっともよい事を)
別居、離婚において親の都合や意思が優先されております。本来、養育費も面会交流も子どもの為のものです。取決め状況は低いまです。子どもにとっての利益と将来を広い観点からしっかり取決め、最善を尽くすべきであります。

第9条「親からの分離禁止」(親と引き離されない権利)
子どもと離れて暮らしていたり、離婚後に親権が無いから親とみなされない場合が多くあります。結果、親は子どもに関心を失い、子は親が自分に関心が無いと思い、親子関係が非常に希薄になっています。親子は生涯、親と子。一方的理由で、子と親を引き離してはなりません。子どもは両親から愛される権利があると理解する事が必要です。

第12条「意見表明権」(意見を表す権利)
子どもに「〇〇だよな」などの質問は子どもへの誘導であります。誰が、どこで聞いたか

によって答えは変わるものです。忠誠葛藤など子どもの本音が言えない状況もあります。子どもの本音を正しく聞き取り、理解し、それを尊重するべきであります。

第18条「親の第一次養育責任」(子どもの養育はまず親に責任)
別居、離婚において、一方のみの養育負担が大きく、その負担からうつ状態や絶望を抱き、子どもへ虐待をする事が多くあります。他方、子どもの養育を一方の親に押し付ける親、逆に養育に関わらせない親等、親としての子どもへの責任が欠如しております。継父母やひとり親家庭の交際相手の虐待を見ても、その責任感が薄いと言い切れます。お互いが最初の養育責任者であり、お互いが養育に関わる自覚を持つべきであり、その責任を分け合うべきであります。

第19条「虐待、放任からの保護」(暴力などからの保護)
養育者が一人のみの場合、養育への視野が狭くなり、自身の不適切な養育に気が付かず、虐待やその行為に歯止めが利かなくなる場合、最悪は命を奪う状況が多く見受けられます。2020年の4月に子どもへの体罰禁止が明記された改正児童虐待防止法が成立されましたが、その浸透具合も成立したばかりで道半ばであるかと思います。子どもを守る為にも、まずは虐待とは何か、放任とは何かを学び自覚を持つべきであります。

第27条「生活水準への権利」(生活水準の確保)
子どもの為の養育費を払わない等、子どもの権利と親責任を理解していない場合が多く見られます。結果、ひとり親家庭の子どもの貧困につながります。養育費は子どもの生活水準への権利であると知るべきであります。

これらを中心とした子どもの権利について条約を学び、市民に周知、浸透させることは、現在の別居、離婚、ひとり親家庭の方々が子どもの環境について見直す事になり、子どもの福祉、利益向上に繋がります。別居、離婚を考えている家庭においても、子どもの為の意識を持った判断、行動ができます。また、一般家庭においても子どもの権利についての意識向上につながり、より子どもに寄り添った家庭環境が築けます。

東京オリンピック開催やSDGs(持続可能な開発目標)の国際的観点、人権問題からの視点、子どもの権利条例が制定されている相模原市ではその重要性はご理解があるかと思います。

別居、離婚で苦しむまたは、苦しむであろう子どもの為、親教育を目的とした「別居、離婚における子どもの権利保護の勉強会」を実施し市民への周知並びに浸透が行われるように市に働きかけて下さい。